

国際課税

Q & A

▶▶米国リミテッドパートナーシップに出資した場合の日本法人の会計処理について

Q 日本法人A社は、映画事業投資を目的として、米国法人等との間でカリフォルニア州リミテッドパートナーシップ法の規定に基づきリミテッドパートナーシップを組成し、カリフォルニアで映画事業を営むことになりました。

この事業についてはA社は契約によりリミテッドパートナー(有限責任パートナー)として30%の持分比率、300万ドルを出資しました。

ジェネラルパートナーは米国法人B社となっています。契約により、A社はパートナーシップの各営業年度(1月~12月)の純利益について持分比率相当分の配分を受ける権利を有しております。納税はジェネラルパートナーが作成した申告書と損益配分計算書に基づき、各パートナーがそれぞれ直接申告納税を行うこととなります。この場合、A社の米国リミテッドパートナーシップの持分にかかる損益については、日本での会計処理、また米ドルの円換算の方法についてどのようにしたらいいでしょうか。

A 1 一般に、米国リミテッドパートナーシップは利益を目的とし、1名以上の業務執行を行うジェネラルパートナーと1名以上の出資を行うリミテッドパートナーとの契約により成立します。

米国においては、リミテッドパートナーシップ自体は納税義務を負わず、パートナーへの所得の導管として機能していますが、情報申告書を提出しなければなりません。各パートナーが納税主体となり、パートナーシップの所得、損失、所得控除、税額控除のうち各パートナーへの配分額を個々に申告納税することになっています。

2 日本法人A社は、日本においては米国リミテッドパートナーシップのリミテッドパートナーとして持分にかかる損益については、日本における類似した形態である任意組合の税務申告の取扱いに準じて任意組合から受ける利益等の額の計算の方法(法人税基本通達14-1-2)及び任意組合から分配を受ける利益等の帰属の

時期(法人税基本通達14-1-1)に基づいて会計処理を行い税務申告を行うことができるものと考えます。

これにより、米国リミテッドパートナーシップから受ける損益の計上時期については、パートナーシップの損益の計算期間の終了の日を含む日本法人A社の事業年度の益金の額又は損益の額に算入することになります。

なお、法人税申告にあたっては法人税基本通達14-1-2(注)書の調整を要することになります。

3 また、パートナーシップの所得の外貨換算方法については、米国リミテッドパートナーシップの所得の計算は米ドルにより計算されていますので、パートナーシップ所得の受入に当たっては、受入れ時のT.T.M(仲値)により換算をすることになると思います。

(税理士 小沢 進)